

「メタンハイドレート開発促進事業」の評価指定の適否について

総合科学技術会議は大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされている。このうち、総合科学技術会議が指定して評価を行う研究開発については、その指定について予め評価専門調査会で調査・検討することとされている。

このたび、評価専門調査会では、「メタンハイドレート開発促進事業」について、総合科学技術会議が評価を行う研究開発に指定すべきか否かの調査・検討を行う。

1. 対象

今回の調査・検討では、平成18年度概算要求における科学技術関係施策の優先順位付けにおいて下記の留意事項がとりまとめられたことから、「メタンハイドレートの開発促進事業」を対象とした。

「メタンハイドレート開発促進事業」に対する留意事項 抜粋

平成18年度は第一期間の当初予定最終年度であり、今後の研究実施に関する決定を慎重に行う必要があるため、外部に開かれた厳正な評価を実施する観点から、早急に「総合科学技術会議が行う国家的に重要な研究開発の評価」の実施が適切かどうかを検討する。

2. 調査・検討の方法

評価専門調査会で、担当府省・研究責任者等から当該研究開発の概要や状況について説明を受け、総合科学技術会議が評価を行う研究開発に指定すべきか否かの考え方を整理し、これを評価専門調査会で審議して結論を得ることとする。